

村内の施設使用制限について（天龍村教育委員会管理施設）

令和2年5月6日改定

【基本的事項】

- (1) 制限期間【令和2年（2020）年5月7日（木）から令和2年（2020）年5月31日（日）まで】
- (2) 利用可能者は村内在住の者に限る。（村出身者であっても他の市町村在住の者の使用は認められません）
利用者全員の名簿をご提出ください（万が一、利用者の中に感染者がいた場合、後日確実に全員に連絡および調査が行えるようにするため）。
本名簿はこの目的以外には使用しません。
- (3) 新型コロナウイルスの集団発生防止のため、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」とならない配慮をお願いします。（換気の徹底、隣の方と2m以上の間隔を保つ等）

施設名	使用可否	備考	連絡先
天龍村文化センターなんでも館	一部制限	・文化伝承センター（ホール）は使用禁止。 ・上記以外の会議室等を利用される場合、長時間の滞在はご遠慮ください。	天龍村教育委員会事務局 電話 0260-32-3206
天龍村図書館	一部制限	・利用可能な時間は30分以内とします。 ・館内での飲食は禁止です。	
天龍村村民体育館	閉鎖		
天龍村営グラウンド	一部制限	教育委員会へ事前申し込みがあった村内在住の者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村テニスコート	一部制限	教育委員会へ事前申し込みがあった村内在住の者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村コミュニティーセンター	一部制限	・利用可能な時間は1時間以内とします。	